

IV 施策の実施状況

1 自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する

生物の多様性の確保

【基本方針】

人類も生物種の一つであり、生物の多様性は、人類生存の基盤にとって不可欠なものであることから、生物の多様性の確保のための取組を進めます。

○ 野生生物に関する調査等

広島市の動植物の分布状況を把握し、多様な生物とその生存基盤となる環境を保全、創造するため、いわゆるレッドデータブックとして、「広島市の生物—まもりたい生命の営みー」などを実施しています。

この報告書は、本市における「絶滅」、「絶滅のおそれのあるもの」、「環境指標種(自然環境を積極的に維持するうえで注目すべき種)」の生物の分布状況などを記載しています。

水辺の保全

【基本方針】

自然度の高い水辺は、それ自体が貴重な自然であるとともに、数多くの生物の生息・生育地であることから、その保全及び生態系に配慮した水辺の利用に努めます。

○ 河川環境、海浜環境の整備

ホタル護岸等様々な河川環境の保全や自然とのふれあいの場の整備を図るとともに、親水護岸や緑地、人工干潟等の海浜環境の整備を促進しています。

緑の保全

【基本方針】

森林は、水源のかん養や大気の浄化、二酸化炭素の吸收・貯蔵、災害防止などの機能のほか、生物の生息・生育場所、レクリエーションの場などの機能を有していることから、これらの機能を保持し、高めるよう森林の育成及び保全を進めています。

○ 健全な森林の育成・保全

(1) 森林機能保全間伐対策事業

複層林施業など多様な森林の整備を行うため、36年生以上の人工林における間伐や作業道の開設等に対して助成を行っています。

(2) 森林造成事業

市内の山林における人工造林等の森林施業に対して助成を行っています。(1~35年生の人工林対象)

(3) 市有林の整備等

森林の有する多面的機能の向上を図りながら、森林施業のモデル展示林として林業の活性化に資するとともに、林業振興と森林整備の誘導を図るため、市有林を整備しています。また、松くい虫の被害防止などを実施しています。

○ 水源かん養機能の保全・増進

(1) 市行造林・市行育林事業

水源かん養機能等の高い地域の放置森林において、市が土地所有者に代わって造林・育林等、林齢100年まで管理を行い、木材を売却した時の収益を市と土地所有者が一定の割合で分け合う事業を実施しています。

(2) 水源の森造成事業への参画

森林の持つ水源涵養機能や災害防止機能を高めることにより水資源の確保を図っている財団法人広島県農林振興センターが行う水源の森造成事業に対して、太田川上下流の14市町が共同して事業費を負担しています。

(3) 水源涵養モデル事業

太田川の豊かな清流を守り、次世代に引き継いでいくため、太田川源流の森(廿日市市吉和、面積355ha)を整備し、水源かん養機能の重要性についての啓発活動を実施しています。

○ 治山事業の推進

林地の保全と地域住民の安全を図るため、崩壊した林地の復旧及び今後崩壊が発生する恐れのある林地の防災工事などを行っています。

○ 森林づくりを支える人材の育成

(1) 「もりメイト」育成事業

森林づくりの先導的役割を果たすボランティアを育成しています。

(2) みどりの里親制度事業

子ども達が苗木の「里親」となり、苗木を家庭で育て、山にもどす事業を支援しています。

(3) ボランティア間伐サポート事業

森林ボランティアに対して高度な技術を要する「間伐」についての講習会を実施しています。

○ 緑地保全の推進

市民の緑地保全に対する意識の醸成を図ることにより、市民、事業者と一体となって緑地保全に取り組んでいくため、広島市緑地保全計画に基づいて、緑地保全の普及啓発などを行っています。

農地の保全

【基本方針】

農地は、水源のかん養や自然環境の保全など多様な機能を有していることから、その保全に努めます。

○ 農地の保全

農地は、水源の涵養、自然環境の保全などの公益的機能を有しており、ほ場整備などの農業生産基盤の整備、農地流動化の促進等を通じて、農地の保全に努めています。

○ 環境にやさしい農業の推進

自然生態系への配慮や環境にやさしい農法の開発・普及を進めるなど、環境保全型農業の育成を図っています。

○ 多様な担い手や農村サポーターの育成

若い新規就農者や定年就農者など多様な農業の担い手の育成・支援を行っています。また、都市農村交流による農村活性化を促進するため、農村ファンの拡大や、農村の活性化を支援する農村サポーターの登録を推進しています。

自然とのふれあい

【基本方針】

できるだけ多くの市民に自然とのつきあい方、自然に対する正確な知識などを学んでもらい、地域社会での自然保護活動が、日常での環境に配慮した行動につながるよう、自然とふれあうことができる場や機会を確保します。

○ 自然とのふれあい施設

市民が自然に親しむことにより、自然環境に対する理解を深めてもらうため、自然とのふれあい施設を設置しています。

- (1) 森林公園(東区)
- (2) 安佐動物公園(安佐北区)
- (3) 植物公園(佐伯区)
- (4) 憇の森(10か所)及びハイキングコース(15コース)
- (5) 市民菜園(104か所)
- (6) 市民農園(392区画)
- (7) 花みどり公園(安佐北区)
- (8) 青少年野外活動センター・こども村(安佐北区)
- (9) 少年自然の家(南区、西区)

○ 自然とのふれあい事業

市民が自然環境を体験することができるよう、様々な自然とのふれあい事業を実施しています。

- (1) 森林公園、安佐動物公園、植物公園等における自然体験活動
自然体験活動を推進するため、各種事業を実施しています。
- (2) 森林(もり)たくさん体験
市民の森林・林業に対する理解を深めるため、森林公園管理ボランティアの育成などを実施しています。
- (3) 里山あーと村の推進(安芸区)
地元・参加市民・行政による運営協議会により、様々な里山体験事業を行っています。
- (4) 魚貝類ふれあい事業
アユ、シジミ等の放流を行い、親水レクリエーションの場を提供しています。
- (5) 太田川流域振興交流会議
太田川流域7市町と環境ボランティアが協働し、水質環境保全に関する啓発活動などの事業を実施しています。

開発等に際しての環境保全への配慮

【基本方針】

開発等に際しては、環境の保全について適正な配慮がなされるような取組を進めています。

○ 環境評価制度の運用

環境影響評価制度の運用や、開発事業者に対し事業の許可申請時などに予定地における希少な生物情報を提供するとともに、必要に応じ自然環境に配慮した事業実施を求めるなど、環境への配慮に取り組んでいます。